

保 管 依 頼 書

令和 年 月 日

三 重 県 知 事
三重県 () 県税事務所長 あて

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで三重県に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、三重県が一切責任を持たないことに同意します。

記

1 買受公売財産 (売却区分番号)

売却区分番号 第 () 号

買受公売財産名称 _____

2 整理番号 _____

3 住所、氏名等

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

※ 買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。
ご了承ください。